平成　22　年　　12月　補正予算要求事業調書

1　予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)	区分		
33	準要保護児童生徒給食援助事業	新規	拡大	(継続)

会計区分	款	項	目	所管
一般会計	10	7	4	教育委員会事務局　学校教育部　健康教育課

事務事業の位置付け

しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名	
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名	
根拠法令・条例・規則等				

予算要求事業の概要

内容

経済的理由により就学困難と認められる学齢児童の保護者に対し、学校給食費の全額を援助するものです。

目的・目標

<目的>
家庭の経済的理由により学齢児童の教育を受ける機会が損なわれないようにするため、必要な援助を行っています。

<目標>
就学援助を必要とする保護者から毎年度申請を受け付け、継続して事業を実施しています。

現状と課題

<現状(平成21年度末)>
1　小学校：認定児童数　4,841人　　決算額　190,214,850円
2　中学校：認定生徒数　3,044人　　決算額　136,472,722円

<課題>
現下の厳しい経済・雇用情勢により、就学援助の対象となる児童生徒が増加しています。
平成19年度末：　小学校　4,580人　　中学校　2,684人　　決算額　301,137,090円
平成20年度末：　小学校　4,710人　　中学校　2,818人　　決算額　312,478,184円
平成21年度末：　小学校　4,841人　　中学校　3,044人　　決算額　326,687,572円
平成22年８月：　小学校　5,097人　　中学校　3,182人

今後のスケジュール

就学援助を必要とする保護者に制度を有効に利用してもらうため、学校と連携しながら周知徹底を図るとともに、制度の維持に努めてまいります。

2　補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	就学援助の対象となる児童生徒が急増し当初の見込みを上回ったため、就学援助費の支給に係る予算が不足しています。
	実施義務	根拠法令等 学校教育法第19条
	他市の実施状況	政令市：全市実施　(学校教育法第19条に基づき全国の市町村で実施) 県内他市：全市実施　(学校教育法第19条に基づき全国の市町村で実施)
効果	対象者	経済的理由により就学困難と認められる学齢生徒の保護者
	効果	学齢児童生徒の就学が保障され、義務教育が円滑に実施されます。

3　当初予算と補正予算要求の内容

(単位：千円)

	区分	金額	備考
平成22年度	当初予算	340,000	<積算内訳> 1　小学校　給食扶助費　190,000 (認定児童数見込：4,673人) 2　中学校　給食扶助費　150,000 (認定生徒数見込：3,137人)
	財源内訳 ①　一般財源	340,000	
12月補正予算	補正予算要求	16,704	<積算内訳> 1　給食扶助費
	財源内訳 ①　一般財源	16,704	
	財政局長査定	16,704	<査定内容> 1　給食扶助費
	財源内訳 ①　一般財源	16,704	

	給食扶助費(千円)
平成20年度決算	312,478
平成21年度決算	326,688
平成22年度当初予算	340,000
平成22年度決算見込	361,704
既定予算対応額	5,000
平成22年度補正額	16,704

<査定理由>
準要保護世帯に対する給食扶助費を支給するために必要な経費と判断し、12月補正予算に計上することとしました。

市長査定	16,704	<査定内容> 1　給食扶助費
財源内訳 ①　一般財源	16,704	

	給食扶助費(千円)
平成20年度決算	312,478
平成21年度決算	326,688
平成22年度当初予算	340,000
平成22年度決算見込	361,704
既定予算対応額	5,000
平成22年度補正額	16,704

<査定理由>
財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。